

令和6年9月20日

各特別区保健衛生主管部長 殿
各保健所設置市保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長

新倉 吉和
(公印省略)

「保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律
施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第122号）については別添のとおり令和6年9月3日に公布され、同日から施行されておりますので、お知らせいたします。

つきましては、お手数ではございますが、本通知について貴管内関係機関へ御周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院管理者には東京都から別途通知しておりますことを申し添えます。

東京都保健医療局医療政策部
医療人材課看護担当
電話：03－5320－4447